

法 40 条 1 項の次に下記の文言を追記して下さい。

**※法 45 条の 6**（特定港湾情報提供施設協定の効力）

港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な情報の提供を図るため、港湾管理者以外の者が所有する案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設等（特定港湾情報提供施設）について、港湾管理者が自ら管理する必要があるときは港湾管理者は、上記の情報提供施設の所有者である民間事業者等と「特定港湾情報提供施設協定」を締結できますが（法 45 条の 4）、この協定はその公示のあった後においては特定港湾情報提供施設の所有者となった者に対してもその効力が及びます。

法 50 条 13 の次に下記の文言を追記して下さい。

**※法 50 条の 20**（官民連携国際旅客船受入促進協定の効力）

官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図るため、旅客施設その他国際旅客船の受入れを促進するために必要な施設として国土交通省令で定めるもののうち、港湾管理者以外の者が整備するもの（民間国際旅客船受入促進施設）の整備または管理等に関して、港湾管理者は、民間国際旅客船受入促進施設の所有者である民間事業者等（施設所有者等）と「官民連携国際旅客船受入促進協定」を締結できますが（法 50 条の 18）、この協定はその公示があった後に施設所有者等になった者に対してもその効力が及びます。

『解説』に下記の文言を追記して下さい。

また、近時外国のクルーズ船の訪日が増加している中で、訪日クルーズ旅客数の拡大に向けた課題解決の一環として港湾法の改正が行われ、外航クルーズ船の受入れ拠点の形成の推進を図るため、港湾管理者と民間事業者が一定の協定を締結できることとなりました。（施行：平成 29 年 7 月 8 日）。

それが、特定港湾情報提供施設協定制度（同法 45 条の 4）と官民連携国際旅客船受入促進協定制度（同法 50 条の 18）ですが、それらの協定の対象である施設が含まれる宅地または建物を購入等する者が、その協定を知らなかった場合、不測の損害を被るおそれがあるため、それらの協定の承継効に関する規定が重要事項説明の「法令上の制限」に追加されました。